

# 工事請負契約書

1. 工事番号・名称 第 \_\_\_\_\_ 号  
工事
2. 工事の場所
3. 工期  
着工 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
完成 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
4. 工事請負代金の額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円 也
5. 契約保証金
6. 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 \_\_\_\_\_ は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

## 特約条項

- 第1 受注者は、福島県工事請負約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。
- 第2 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付することを要しない。  
ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。
- 第3 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県が発注し受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において福島県工事請負契約約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付することができる。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

発注者

受注者